

総社市教育委員会訓令第1号

総社市立学校職員服務規程（平成17年総社市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月26日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出退勤)</p> <p>第3条 職員は<u>出勤時刻</u>を厳守し、出勤したとき及び退勤するときは、自ら<u>出退勤管理システム</u>(職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算機器によって処理するシステムをいう。)により出退勤の記録をしなければならない。ただし、当該出退勤管理システムを使用することができない職員については、出勤したときに自ら出勤簿に押印することをもって、当該出退勤の記録に代えることができる。</p> <p>(出退勤等の状況の整理)</p> <p>第12条 校長は、<u>職員の出退勤及び年次有給休暇等の状況</u>を常に整理しておかなければならない。</p> <p>(旅行届)</p> <p>第13条 校長が<u>職務により</u>県外旅行又は3日以上にわたる<u>県内旅行</u>をしようとするときは、<u>旅行届</u>をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(出勤)</p> <p>第3条 職員は<u>出勤時間</u>を厳守し、出勤したときは直ちに自ら出勤簿に押印しなければならない。</p> <p>第12条 校長は、<u>出勤簿及び年次有給休暇届出簿等</u>を厳重に保管し、常に整理しておかなければならない。</p> <p>(校長の旅行等)</p> <p>第13条 校長が<u>県外旅行及び3日以上にわたり</u>県内旅行をし、又は私事旅行をするときは、<u>旅行届又は私事旅行届</u>をあらかじめ教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 職員が<u>宿泊を伴う私事旅行</u>をするときは、前項の規定に準じて校長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(私事旅行届)</u> 第14条 職員が私事により外国旅行又は5日以上国内旅行をしようとするときは、私事旅行届をあらかじめ校長（校長にあつては、教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p><u>(旅行の復命)</u> 第15条 職員は、職務による旅行後、遅滞なく復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、文書に代え、口頭で復命することができる。</p>	<p><u>(旅行命令の変更)</u> 第14条 旅行中用務地、日程等の変更を要するときは、その理由を具して旅行命令者の指揮を受けなければならない。</p> <p><u>(旅行の復命)</u> 第15条 職員は、旅行後、遅滞なく復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、文書に代え口頭で復命することができる。</p>

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。